

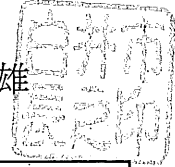
白井市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和2年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和2年3月31日

白井市長 笠井 喜久雄



整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	12-217	富士字栄73-9.5から 富士字栄73-108まで	富士字栄73-108
2	22-054	池の上一丁目15-35から 池の上一丁目15-36まで	池の上一丁目15-45
3	22-131	池の上一丁目15-29から 池の上一丁目15-29まで	池の上一丁目15-29

白井市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和2年
3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和2年3月31日

白井市長 笠井喜久雄



1 道路の種類 市道

2 路線名、区域並びに敷地の幅員及びその延長

整理 番号	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
1	12-217	富士字栄73-95から 富士字栄73-108まで	6.00 m	41.43 m
2	22-054	池の上一丁目15-35から 池の上一丁目15-36まで	6.00 m	262.94 m
3	22-131	池の上一丁目15-29から 池の上一丁目15-29まで	5.00 m	14.8 m

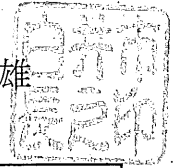
白井市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、
自転車歩行者専用道路の指定をする。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和2年3月31
から3週間、縦覧に供する。

令和2年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



整理 番号	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
1	2-2-13-1	池の上一丁目15-29から 池の上一丁目15-29まで	5.00 m	14.8 m

白井市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和2年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和2年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



1 道路の種類 市道

2 路線名、変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

整理番号	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
1	04-202	根1947-18	前	6.00m~6.00m	44.43 m
		根1947-14	後	6.00m~8.00m	48.50 m
2	04-203	根1029-139	前	6.00m~6.00m	44.81 m
		根1029-134	後	6.00m~8.00m	48.60 m
3	04-204	根1963-164	前	6.00m~6.00m	17.03 m
		根1963-166	後	6.00m~8.00m	20.70 m
4	22-130	池の上2-22-2	前	3.00m~7.90m	179.80 m
		池の上2-22-1	後	3.40m~9.50m	290.10 m
5	23-122	南山1-4-3	前	4.00m~10.07m	98.30 m
		南山1-4-1	後	4.00m~4.80m	98.10 m

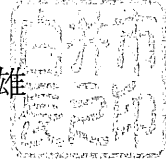
白井市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和2年3月31日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和2年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和2年3月31日

白井市長 笠井喜久雄



整理番号	路線名	供用開始の区間	
1	04-202	根1947-18から	根1947-14まで
2	04-203	根1029-139から	根1029-134まで
3	04-204	根1963-164から	根1963-166まで
4	12-217	富士字栄73-95から	富士字栄73-108まで
5	22-054	池の上一丁目15-35から	池の上一丁目15-36まで
6	22-130	池の上2-22-2から	池の上2-22-1まで
7	22-131	池の上一丁目15-29から	池の上一丁目15-29まで
8	23-122	南山1-4-3から	南山1-4-1まで